



ご結婚おめでとうございます

手続きチェックシート

結婚

忘れずにお持ちください

婚姻届

《外国籍の方》

国籍により必要な書類が異なります。
届出前に住民課へお問い合わせください。

《届出に必要なもの》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名

役場閉庁時に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

受付窓口
住民課

関連する手続きは
次のとおりです。

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの



資格確認書



介護保険証

そのほか、
・年金手帳
・顔写真付きの社員証
・学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

結婚

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！		住 民 課	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、または世帯変更				
	氏が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード			
	氏が変わる方で、旧氏の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、氏など 資格確認書の記載に変更がある方	新しい資格確認書の交付	変更前の資格確認書		保健衛生課	
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の資格確認書 （勤務先から未交付のときは加入 したことを証明するもの） ・国保の資格確認書			
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	北谷町役場での手続きはありません				
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		保健衛生課	
	氏が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ			住 民 課	

こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生世代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ※必要なものが揃っていない場合もお立ち寄りください。		
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください		
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書		子ども家庭課
		母子及び父子家庭等医療費助成の 資格喪失届	・母子及び父子家庭等医療費助成 受給資格者証		
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です	※受付窓口でご相談ください		学校教育課
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		子ども家庭課
高齢	氏が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	・介護保険証 ・(お持ちの方) 負担割合証		
障がい	氏が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		福祉課
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者 証		
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」 を受給されている方	氏名変更	・マイナンバーの確認できる書類		
税・料金	上下水道の利用者名義が変わる方	使用名義変更			上下水道課 098-936-3923
	税などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課
その他	町営住宅を退去する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		都市計画課
		町営住宅の同居手続き			



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目1番1号

代表電話番号



098-936-1234

開庁時間

8時30分 ~ 17時15分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の閉庁日はお休みです)

令和9年1月18日から
開庁時間【9時～16時】

